□■養成所ニュースプラス第 21 号 2026□■

幾分、天候が落ち着いてきました。この季節は様々なイベントも多く、施設の祭りも行われます。皆さんも利用者さんを支援しながら、準備に運営に片付けにと忙しい日々だと思います。お疲れでしょうが、気持ちと時間を切らさずに受験勉強を続けてください。

今週の Plus Quiz は、「貧困に対する支援」から「生活福祉資金貸付制度」に関する問題です。この問題も正解して終わりではなく、正解でない選択肢のどこが間違いかを説明できるようにしてください。

■Plus Quiz・・・・・

【第 38 回問題 100】生活福祉資金貸付制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1．借入れの申し込みは、民生委員を介して行うことが要件とされている。

2．総合支援資金については、貸付を受けるにあたって、公共職業安定所（ハローワーク）で求職活動を行うことが要件とされている。

3．2025 年度（令和 7 年度）の緊急小口資金の貸付限度額は 50 万円である。

4．教育支援資金は、世帯内で連帯借受人を立てた場合には、連帯保証人は不要である。

5．不動産担保型生活資金は、親が 40 歳未満のひとり親世帯も対象としている。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・

・（37 期生）住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・（37-38 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※（37 期生）本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

※（38 期生）本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、11 月 15 日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月下旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第 39 回社会福祉士国家試験は、令和 9 年 2 月 7 日（日）です。

詳しくはこちら→https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→https://www.spw-mosi.com/exam/

※申し込み受付期間は終了していますが、ソ教連オンラインショップより申し込みが可能です。

詳しくは、養成所ニュースプラス第 17 号に添付しておりますチラシをご確認ください。

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。

2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」及び「更生保護出張講座」が視聴可能となりました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※パスワード等の案内は、養成所ニュースプラス第 2 号、第 4 号に添付しています。

・福祉教育カレッジより、読解力養成講座のご案内です。
　詳しくは、養成所ニュースプラス第 20 号に添付しておりますチラシをご確認ください。

■Plus Info・・・・・
　その他の情報をお届けします
・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。
　詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/

■Back Number・・・・・
　過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column・・・・・
【受験対策ミニ講座第 17 回／貧困に対する支援】
1　第 37・38 回の科目の傾向
　従来は、生活保護制度が出題数の半分を占めていましたが、生活困窮者自立支援法や支援を担う専門職等の出題が増えて分散するようになりました。
　新しい出題基準になり、科目の名称が「低所得者に対する支援と生活保護制度」から「貧困に対する支援」に変わりました。それに伴い、生活保護の細かい制度理解を問う内容から支援方法を問うような傾向に変わってきています。その傾向は、 6 問中 3 問出題された事例問題に表れています。しかも、基本的な知識を思い出し、事例内容から解釈させるような出題になりました。
　とはいえ、従来から頻出の「生活保護の原理原則」「生活困窮者自立支援法の事業」「福祉事務所や自立相談支援機関の役割」等は引き続き出題されています。
　五肢択二問題について第 38 回は 1 問増え 3 問でしたが、比較的解き易かったと思います。

2　国家試験の対策
　頻出項目や具体的な制度内容の理解があれば取り組みやすい科目で、点数を上乗せできます。逆に言えば、勉強していないと正解すべき問題を逃してしまいます。
　生活保護制度であれば、 4 つの基本原理、 4 つの基本原則はもちろんですが 8 種類の扶助、 5 つの保護施設は確実にしましょう。生活困窮者自立支援法では、必須事業と努力義務である任意事業、任意事業の内容の違いを押さえる必要があります。
　事例問題対策としては、他科目同様、過去問や模擬問題、模擬試験の事例問題に多く当たり、社会福祉士である専門職（所属機関）の、制度を踏まえた対応が問われていることを理解する必要があります。
第 37・38 回は多くが正解できる問題です。難問や思いもよらない奇問は少ないので、基本を押さえ点数を積み重ねましょう。

【Plus Quiz・・・・・正答と解説】
　「生活福祉資金貸付制度」は、「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」であり第一種社会福祉事業に位置付けられます。第二のセーフティネットの一つで、現場での支援には欠かせない制度です。生活保護制度とは違い、あくまでもお金を借りる制度で返済が伴います。「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の 4 種類があります。
　その成り立ちは、戦後の民生委員の自主的な運動「世帯更生運動」から生まれ、1955（昭和 30）年に「世帯更生資金貸付制度」として始まりました。社会の中で多くの人に認知されたのは、コロナ禍でした。特例措置として、緊急小口資金は貸付け上限額の拡大と据置期間・償還期限を延長し、総合支援資金の生活支援費は延長貸付や再貸付を行い、据え置き

期間を延長し貸付利率を無利子に変更しました。2022（令和４）年９月末で特例措置が終了となりましたが、この間で 381 万件、１兆 4447 億円の貸付実績となり大きな役割を果たしました。

第 33 回から毎回出題されている制度です。過去問に取り組むことで出題の傾向を捉え、求められている知識を整理してください。確実に正解しましょう。

１．×借入れの申し込みは、民生委員を介することが要件とされていません。福祉資金及び教育支援資金の申し込みは、申込書を民生委員または民生委員協議会を通じてとありますが、要件ではありません。
２．×生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会とハローワーク等の関係機関から貸付け後の継続的支援に同意していることが要件です。ハローワークでの求職活動が要件にはなっていません。
３．×緊急小口貸付金の限度額は原則として 10 万円以内です。なお、災害時特例で貸付限度額が増額されることがあります。例えば今年の熊本地震や千葉豪雨災害等において、要件に該当すれば 20 万円まで貸し付けを受けられる特例措置が適用されました。
４．〇教育支援資金では、就学者が「借受人」となり、生計中心者が「連帯借受人」となるので連帯保証人は不要です。
５．×不動産担保型生活資金には、低所得世帯である高齢者世帯に対する「不動産担保型生活資金」と要保護の高齢者世帯に対する「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」があります。親が 40 歳未満のひとり親世帯は対象にはなりません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。
※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。
※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19ＫＤＸ浜松町ビル 6F
Copyright2016 YoseijoNewsplus